



秋田県公報

告 示

- 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三三三・商工業振興課)..... 3
- 道路の供用開始(三三四・道路環境課)..... 3
- 開発行為に関する工事の完了(三三五・山本地域振興局建設部)..... 3
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)..... 3
- 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)..... 4

目 次

ページ

- 告示
- 生活保護法による医療機関の指定(三三〇・福祉政策課)..... 1
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三三一・福祉政策課)..... 1
- 保安林予定森林の指定通知(三三二・森林整備課)..... 2

秋田県告示第三百三十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年四月六日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
赤沢歯科医院	赤 沢 茂 樹	平鹿郡増田町増田字本町三番地	歯科	平成十六年二月一日
武田歯科クリニック	武 田 昌 彦	平鹿郡大森町字佐渡三十二八	歯科、小児歯科、 口腔外科	平成十六年二月十三日
オレンジ薬局	有限会社大越調剤薬局 代表取締役	本荘市出戸町字岩淵下四十一	調剤薬局	平成十六年三月十五日
赤坂オープン薬局	有限会社オープン 代表取締役	横手市赤坂字大道添七十九四	調剤薬局	平成十六年一月五日

秋田県告示第三百三十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
齋藤医院	齋藤 健	雄勝郡稲川町連字大関下十一	平成十六年一月一日
赤澤歯科医院	赤 沢 秀 男	平鹿郡増田町増田字本町三番地	平成十六年一月三十一日

秋田県告示第三百三十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田 典 城

一(一) 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡合川町増沢字増沢・木戸石字芹沢・羽根山字羽根山沢・三里字下大内沢・字大内沢谷地・三木田字孫七沢・鎌ノ沢字雪田沢・森吉町森吉字湯ノ沢・字白糸沢・字小繫沢・字タタラ沢・字ガシヤノ沢・字六郎沢・字粒様沢・字本砂子沢・字大印沢・字女木内沢・字時戸沢・字檜原沢・字連瀬沢・字桐内沢・字様田沢・阿仁町鍵ノ滝字荒瀬川・戸島内字戸島内沢・字早瀬沢・中村字打当内沢・打当字打当沢・字野倉沢・長畑字志淵内沢・比立内字繫沢・字小岱倉・字鏝内沢・幸屋渡字岩ノ目沢・字鳥坂沢・根子字根子沢・荒瀬字孫沢・水無字露熊沢・字比内沢ノ内ボツチャ沢・字三右衛門沢・上小阿仁村五反沢字長滝沢・南沢字春様沢・字尻高沢・字小阿仁奥山・字藤沢・大林字小田瀬沢・字荒手沢・字上大内沢・福館字友倉・小沢田字小沢田・仏社字仏社沢(以上七字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

合川町木戸石字芹沢・羽根山字羽根山沢・三里字下大内沢・三木田字孫七沢・鎌ノ沢字雪田沢・森吉町森吉字湯ノ沢・字白糸沢・字ガシヤノ沢・字六郎沢・字粒様沢・字本砂子沢・字連瀬沢・字様田沢・阿仁町鍵ノ滝字荒瀬

所 在 地

川・戸島内字戸島内沢・字早瀬沢・打当字打当沢・長畑字志淵内沢・比立内字繫沢・字小岱倉・字鏝内沢・幸屋渡字岩ノ目沢・字鳥坂沢・根子字根子沢・荒瀬字孫沢・水無字露熊沢・字比内沢ノ内ボツチャ沢・上小阿仁村南沢・字小阿仁奥山・字藤沢・大林字上大内沢・福館字友倉・仏社字仏社沢(以上三十五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

合川町木戸石字芹沢・羽根山字羽根山沢・鎌ノ沢字雪田沢・森吉町森吉字湯ノ沢・字白糸沢・字小繫沢・字タタラ沢・字ガシヤノ沢・字六郎沢・字粒様沢・字本砂子沢・字時戸沢・字檜原沢・字連瀬沢・字桐内沢・字様田沢・阿仁町鍵ノ滝字荒瀬川・戸島内字戸島内沢・字早瀬沢・中村字打当内沢・打当字打当沢・字野倉沢・長畑字志淵内沢・比立内字繫沢・字小岱倉・字鏝内沢・幸屋渡字岩ノ目沢・字鳥坂沢・根子字根子沢・荒瀬字孫沢・水無字露熊沢・字比内沢ノ内ボツチャ沢・字三右衛門沢・上小阿仁村五反沢字長滝沢・南沢字小阿仁奥山・字藤沢・大林字上大内沢・福館字友倉・小沢田字小沢田(以上四十字国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字小阿仁奥山(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小阿仁奥山(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ刈和野店

仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二 一ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十六年三月二十九日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

西仙北町役場 企画振興課

(二) 縦覧期間

平成十六年四月六日から同年五月六日まで

秋田県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	仙北郡西木村上松木内字桁沢二〇一番四から一六四番四まで

二 供用開始の期日 平成十六年四月六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年四月六日から同月十九日まで

秋田県告示第三百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年七月八日付け指令山建 八百七十七で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市寺内字神屋敷二百九十五番三十八号

株式会社秋田クボタ

代表取締役 白石光弘

二 開発区域に含まれる地域の名称

能代市河川字南西山二百五番一の内、二百三番の内及び二百二番の内

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十六年三月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり大森

三 代表者の氏名

佐藤 和男

四 主たる事務所の所在地

平鹿郡大森町字佐渡三十八番地十一

五 定款に記載された目的

この法人は県南の住民を対象としてIT教育を通じて情報格差の解消、子供達の情報化社会への対応支援、IT利用をサポートするリーダー的人材育成等、また健康で潤いのある地域生活が送れるよう芸術、スポーツ活動への啓蒙事業並びに経済活動の活性化の一環として地産地消の推進を図り地域社会への発展に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年三月二十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十六年四月六日

秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年三月十九日秋田県公報第千五百五十六号掲載の秋田県公告(県営土地改良事業工事の完了)

(印刷誤り)

十四 下 二十

農動整備事業

農道整備事業

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

